

山形県国民保護協議会（平成17年度第3回）の議事概要

日 時 平成17年11月30日（水） 午後1時30分～午後2時50分

場 所 山形国際ホテル 2階 平成西の間

出席者 山形県国民保護協議会会長

山形県国民保護協議会委員（74名中62名（うち代理29名））

次 第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

（1）山形県国民保護計画（原案）について

（2）今後の国民保護対策の取組みについて

（3）意見交換

4 閉会

議事概要

（1）山形県国民保護計画（原案）について

【山形県国民保護計画（原案）の説明】

「山形県国民保護計画（原案）」について、資料1-1、2、3、4、5、6に基づいて事務局から説明を行った。

【質疑応答】

（委員） 第二管区海上保安本部が行う事務又は業務の大綱において、「海上における避難住民の誘導」とあるが、山形県には日本海に飛島があり、飛島には定住している方が約300人、観光シーズンになれば多くの観光客が来られるので、離島の住民避難ということを前面に出した方がいいのではないかと思う。山形県の国民保護においては、飛島があるということは大きな特徴であるので、「離島住民の島外避難及び海上における避難住民の誘導」とした方がいいのではないかと思う。

（事務局） 飛島の住民の避難については、県として十分に留意しなければならない事項であると考えている。ただ、指定地方行政機関の業務の概要については、国から通知された記述のとおりとしており、それぞれの地域の個別具体的な内容に関して記載することとなっていないため、海上保安庁としてどのような業務があるかという一般的な事項を記載させていただいた。

飛島の住民の避難については、海上保安部の協力などによって行われる

ものであり、平素から連携に努めていなければならないと考えている。具体的な連携の在り方については、今後、マニュアルであるとか、市町村等の計画のなかで検討していきたいと考えている。ご意見の趣旨については、十分理解しているが、具体的な反映については、それ以降に検討したいと考えている。

(委員) 意見の件については、原案どおりで構わない。離島の住民の避難については、海上保安部の船艇、航空機によって、関係機関とともに、連携、協力しながら行っていくことと考えている。

(委員) 武力攻撃事態の認定前に、県は、危機対策本部を設置することとしているが、必要に応じて、自衛隊、海上保安庁などの関係機関に連絡員の派遣を要請することとしている。また、国民保護法の規定により、事態認定後、県国民保護対策本部が設置された場合にも、必要に応じて、連絡員の派遣を要請することができることとされている。事態認定の前後において、危機対策本部、県国民保護対策本部に連絡員の派遣を要請するという記述になっているが、危機対策本部への連絡員の派遣を依頼するといったように用語を変えれば、それらが混同されないのではないかと考える。

(事務局) 危機対策本部の設置は事態認定前になされるが、法に定める県国民保護対策本部への派遣とは異なり、任意の要請であるものと承知している。しかし、表現としてそれぞれを異なる記述とした場合には、かえって誤解を招くのではないかということから、要請とさせていただきたい。具体的な手続などについては、マニュアルに記述することとしているが、その際にはご意見をいただきたいと考えている。

(委員) 事態の認定前と認定後ということを理解のうえ計画を作成してほしいという趣旨であるので、原案のとおりで構わない。

(委員) アマチュア無線が有効であると考えている。なぜ有効であるかということ、ライセンスを保有している方が非常に多いということ、金額的にも安い金額でアマチュア無線局を開局できること、アナログ的な機械であることから故障が少なく単純に修理できること、乾電池を使用できる機器が多いので長時間の停電であっても有効であること、短距離、長距離であっても電波をとばせるといったメリットがある通信手段を使わない手はないのではないかと考える。

(事務局) アマチュア無線については、被災地や避難場所などにおいてその活用等が期待されるものであると考えている。防災対策において、アマチュア無線連盟山形県支部と非常時の際の協定を締結させていただいている。国民保護の対応としても、非常時の通信確保として、アマチュア無線の活用も有効であると考えており、非常時には、ご協力いただきたいところではあるが、当初より組織の一端として位置付けることはできない

め、計画においては記述していない。今後、どのような形で協力をお願いできるのか、また、協定等についても十分検討したいと考えている。

(委員) 平素からの備えとして、運送事業者の輸送力を把握することとしている。事前に定期・路線バスの保有車輛の数を把握することとしているが、定期・路線バスは乗合バスのことであって、このほかに貸切バスがある。数字的には乗合バスと貸切バスは同じくらいである。幅広く把握するのであれば、「定期・路線」をはずして単に「バス」とする方が、今後、いいのではないか。

(事務局) 保有車輛の数については、貸切バスを含めて把握することとしている。把握するものとして、鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等と例示していた。「等」のなかに貸切バス等も含まれると考えている。明示した方がいいということであれば検討したいと考える。

(会長) 「バス」とした方がいいという趣旨と考えていいか。

(委員) 「バス」とした方が理解しやすいのではないか。

(事務局) わかりやすい表現にしたい。

(委員) 緊急通報の発令における用語の使い方として、「速やかに緊急通報を発令する」、「迅速に緊急通報を発令する」としているが、他意はないと考えていいか

(事務局) よりわかりやすくということであれば、統一した方が誤解は生じないかもしれない。

(委員) 県国民保護計画原案の作成途中において、県内の報道機関として、指定地方公共機関の自主性ということを要望してきたが、原案にはきちんと盛り込まれている。もう一つ情報提供といったことを要望してきたところである。個人情報保護は重要な部分ではあるが、国民の安全、財産の保護などについて少なからず寄与したいと考えているので、被災情報、安否情報についても、その提供、開示をお願いしたいということをつけ加えておきたい。昨今、個人情報保護というものを履き違え、大災害時に情報が隠されてしまうことが間々みられる状況にあるので、この辺については留意していただきたい。

(事務局) ご意見を踏まえ十分留意してまいりたい。

【山形県国民保護計画に関する意見(答申)】

会長より、県国民保護協議会としての意見をまとめたいこと、事前にいただいた意見のほか、本日、追加の意見をいただいたが、意見を踏まえた計画(原案)の修正の表現などについては会長一任とさせていただきたいこと、その箇所以外については、計画(原案)のとおりとすることが適当

としていいか、各委員に諮ったところ、異議なく了承された。

事務局より、修正の表現などについては会長一任とさせていただいたので、審議を踏まえた答申を作成し、後ほど答申の写しを各委員に送付することとしていいか、各委員に説明したところ、異議なく了承された。

(2) 今後の国民保護対策の取組みについて

「今後の国民保護対策の取組み」について、資料 2 に基づいて事務局から説明を行った。

(3) 意見交換

(委員) 放送局は、地元放送局以外に指定公共機関の放送局がある。法上の位置付けは異なるものの、マニュアルにおいては、同じような仕組みで伝達がなされるよう配慮いただきたい。

(事務局) 放送などの協力をお願いする場合には、関係指定公共機関、指定地方公共機関も同じように考えている。

(会長) 具体については、これからマニュアルが整備されるので、そうしたなかで措置されることかと思う。